

第4章 計画の内容

基本目標1 すべての世代が男女共同参画の意義を理解するための環境づくり

現 状

○令和3年度の市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識を問う調査では、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した人が15.4%から12.6%と減少していることから、固定的性別役割分担意識は解消に向かっている傾向にあります。しかしながら、「男はこうするべき、女はこうするべき」というような、個人の能力や資質に関係なく、性別によって役割や特性を固定的にとらえる傾向については、家庭・教育・職場・地域社会・法律や制度上・社会通念や風潮・テレビや雑誌などの表現、これら全ての項目において、「強い」と捉えている人は減っているものの、「やや強い」と感じている人が前回調査より増加しています。

○男女共同参画社会の実現のためには、「女性・男性を取り巻く様々な偏見や、固定的な社会通念・習慣・しきたりを改めること」が重要であると、市民意識調査の中で答えた人の割合が最も高く、次に「幼い時から家庭や学校で、男女の平等について教えること」の割合が高くなっています。

課 題

○偏見や、固定的な社会通念・習慣・しきたりを改めるための、効果的で継続的な啓発活動により、男女共同参画意識を醸成する必要があります。

○性別にとらわれることなく、その人の個性と能力に基づいて、自主的に様々な選択ができるように、男女共同参画意識の醸成を幼い時から始めることが重要です。

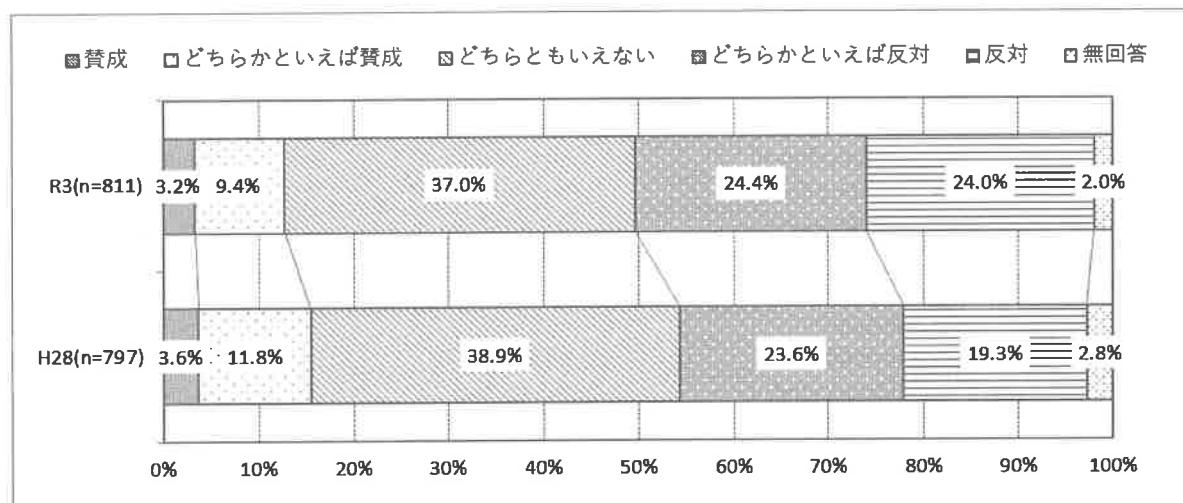
○日本は、ジェンダーギャップ指数などの国際比較において女性の地位が低い状況にあることから、国際社会の動向の把握や様々な文化を持つ世界の人々との交流を通じて、日本の現状と世界の現状の比較等により、男女共同参画意識の醸成に向けた取組を行う必要があります。

○市民の方々に男女共同参画とはどのようなものか知っていただききっかけを作り、男女共同参画意識の醸成の手助けとなるように、推進拠点となる山口市男女共同参画センター（愛称：ゆめぼばら）にて、学習機会の提供や意識啓発事業、市民や市民活動団体の活動の支援、DVなどの相談を実施していく必要があります。

どうして男女共同参画を推進するのか

現在の日本では、さまざまな分野において、政策や方針決定過程に女性の参画が少なく、国際的に見ても低い水準にあります。「男だから」「女だから」といった固定的性別役割分担意識で男性と女性の役割が分けられる傾向にあります。こうした偏見や固定的な社会通念・習慣・しきたりをあらため、社会のあらゆる分野に、男女が共同で参画（自分の意思で、企画・立案や決定に積極的にかかわる）することで、お互いの人権を尊重し、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現しようとしています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について

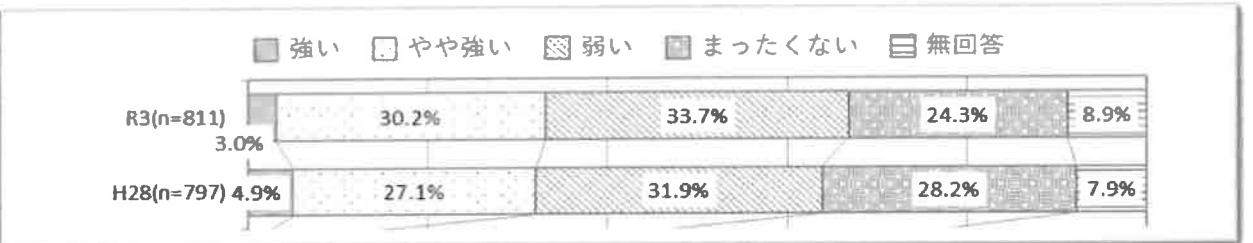


分野別固定的性別役割分担意識について

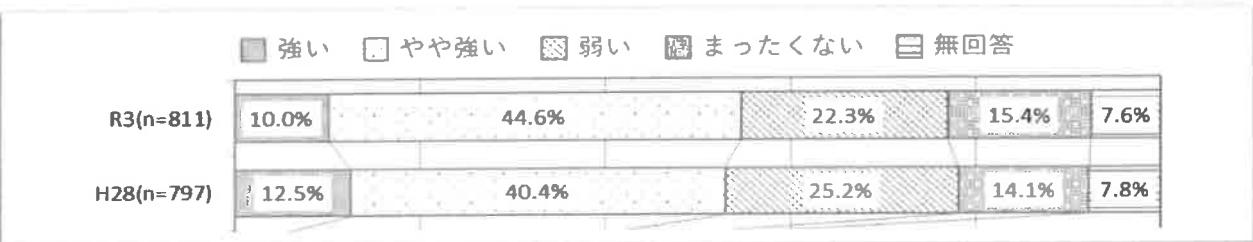
家庭の中では



教育の場では



職場では



地域社会では



法律や制度上では

■ 強い □ やや強い ■ 弱い ■ まったくない ■ 無回答

R3(n=811)	8.4%	36.0%	28.2%	19.7%	7.6%
H28(n=797)	9.7%	32.6%	23.0%	27.2%	7.5%

社会通念や風潮では

■ 強い □ やや強い ■ 弱い ■ まったくない ■ 無回答

R3(n=811)	14.5%	52.0%	19.0%	8.1%	6.3%
H28(n=797)	15.6%	44.0%	22.0%	11.3%	7.2%

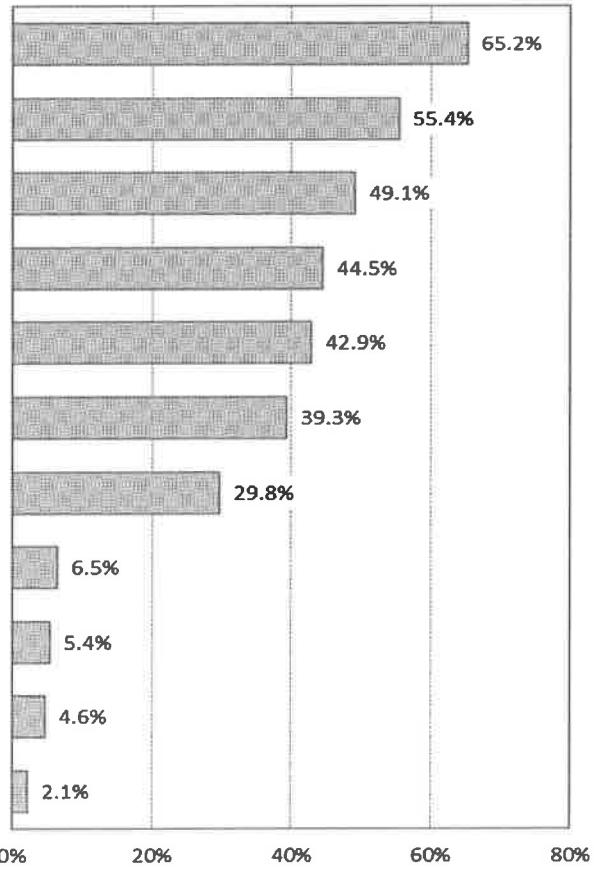
テレビや雑誌などの表現では

■ 強い □ やや強い ■ 弱い ■ まったくない ■ 無回答

R3(n=811)	7.3%	41.1%	31.2%	13.9%	6.5%
H28(n=797)	10.2%	35.8%	29.5%	17.8%	6.8%

男女が平等になるために重要なこと

- 1 女性・男性を取り巻く様々な偏見や、固定的な社会通念・習慣・しきたりを改めること
- 2 法律や制度のうえで見直しを行い、女性差別につながるものを改めること
- 3 女性が経済力をつけたり、技術を習得するなど、積極的に能力の向上を図ること
- 4 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること
- 5 宮公庁や企業などの管理職に、一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること
- 6 政策決定過程への女性の参画を促す制度を採用・充実すること
- 7 幼い時から家庭や学校で、男女の平等について教えること
- 8 1~6以外で重要なこと
- 9 特にない
- 10 わからない



(令和3年度 市民意識調査)

施策の方向性（1）男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

基本的施策① 人権を尊重した取組の推進

人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見などを解消するには、山口市男女共同参画推進条例の基本理念の一つである「男女の人権の尊重」が重要です。このことについて改めて真摯に向き合うことで、意識の根底に形成されてしまっている偏見や固定的な社会通念を解消します。

具体的な施策	事業内容	担当課
メディア・リテラシーに関する啓発	メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に読み解く能力や発信者としての注意など、男女共同参画の視点で幅広い世代でのメディア・リテラシーの向上についての啓発を行います。	人権推進課 学校教育課 社会教育課
人権を尊重した表現の推進	広報・刊行物やウェブサイトにおいて、人権を尊重した表現を推進します。	広報広聴課 関係課

メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力

メディアにアクセスし活用する能力

メディアを通じコミュニケーションする能力

この3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

男女共同参画の分野では、固定的な性別役割分担意識に基づいた映像・表現等や性を商品化した情報を適切に読み解くとともに、正しい表現や情報発信を行うことができる能力をいいます。

基本的施策② 市民意識の醸成に向けた取組の推進

男女共同参画に関する情報を提供したり、啓発講座等を実施することで、あらゆる世代の人々が、男女共同参画に関する意識やその意義に対する理解を深め、様々な立場の人の人権が尊重される社会となるための環境づくりを進めます。

具体的な施策	事業内容	担当課
固定的性別役割分担意識の解消	調査等を実施し、固定的性別役割分担意識等の状況把握に努めます。	人権推進課
	アンコンシャスバイアス（無意識の偏見）による生きづらさの解消・改善のための気付き作りの講座等を開催します。	人権推進課
広報・啓発の推進	男女共同参画に関する情報について、様々な広報媒体や市民・団体との協働により、広く情報提供・啓発を行います。	人権推進課
	男女共同参画に関する講座や人権学習講座により、男女共同参画意識の醸成や男女共同参画を推進する人材の育成を行います。	人権推進課
	男女共同参画センター「ゆめぼばら」からの情報発信による、男女共同参画意識の醸成や男女共同参画を推進する人材の育成を行います。	人権推進課
市民活動団体等の活動の支援	男女共同参画意識が広く市民に浸透するように、市民や市民活動団体の主体的な活動を支援し、意識啓発や資質向上を図ります。	人権推進課
	多様化するニーズや地域課題に対応するために、市民活動団体等との情報交換や事業連携を推進します。	人権推進課 関係課
	市民活動団体の交流拠点としての男女共同参画センター「ゆめぼばら」の機能強化します。	人権推進課

ゆめぼばら

「ぼばら」はイタリア語で「市民」という意味を持つ「ポポラーレ」が由来。市民の多くの夢が生まれる素晴らしい空間になるようにとの願いが込められています。

具体的施策	事業内容	担当課
大学との連携	若い世代を対象とした男女共同参画に関する講座等を市内の大学と連携しながら実施します。	人権推進課
性の多様性に関する理解の促進	性自認や性的指向を理由とした偏見や性別の解消を目指し、様々な立場の人の人権が尊重されるよう、正しい知識や性の多様性に関する理解を深めるための啓発活動を実施します。	人権推進課
児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施	自身の性別に違和感を感じる生徒に対し、その心情に十分配慮した対応を行うとともに、相談しやすい体制の充実に努めます。また、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導や人権教育を推進します。	学校教育課
国際理解の推進	姉妹都市との市民交流事業や青少年の交流事業等により、国際理解を深める機会を提供します。	国際交流課
	男女共同参画は国際的協調の下推進されることとなっており、諸外国の男女共同参画の状況等をテーマとした講座等の開催や情報提供を行います。	人権推進課

ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、「経済」「教育」「健康」「政治」の4つの分野のデータから作成され、性別による格差を明らかにできます。

日本は、「教育」「健康」分野の順位は世界トップクラスの値である一方、「政治」「経済」分野においては、諸外国と比べて男女間の格差が大きいと考えられます。

2022（令和4）年の日本の順位は、測定可能な146か国中116位となっています。先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となりました。

施策の方向性（2）男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

基本的施策① 家庭教育における男女共同参画意識の醸成

子どもにとって自己形成の大切な場である家庭において、学習機会の充実や情報提供、相談事業を実施することにより、家庭における男女共同参画意識の醸成を図ります。

具体的施策	事業内容	担当課
家庭教育における男女共同参画意識の醸成	保護者や親子を対象に家庭教育講座等を開催します。	社会教育課
	「家庭教育支援チーム」を派遣し、相談対応や情報提供を行います。	社会教育課

基本的施策② 多様な選択を可能にする学校教育等の推進

性別にとらわれることなく、その人の個性と能力に基づいて進路等生き方を自主的に選択できるような学校教育等を推進していき、男女共同参画意識の醸成を図ります。

具体的施策	事業内容	担当課
多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	固定的な性別役割分担意識の解消、固定観念の打破を図るためにアンコンシャスバイアス（無意識の偏見）に気づく学習機会を設けます。	人権推進課 学校教育課
	各分野で活躍する人の話を通じて、性別にかかわらず、自分らしい生き方や働き方について考える機会を提供します。	学校教育課
学校教育等における男女共同参画意識の醸成	性別にとらわれることなく、その個性と能力に基づき主体的に進路を選択する能力や態度を身に付けるよう、適切な指導を行います。	学校教育課
	小中学生を対象とした啓発リーフレットを活用し、男女共同参画に関する意識の醸成を推進します。	人権推進課 学校教育課
	幼児期からの教育において、性別にとらわれることなく、社会性や道徳性の芽生えを促すため、幼稚園や保育所等における教育の充実を図ります。	保育幼稚園課

具体的施策	事業内容	担当課
学校教育等における男女共同参画意識の醸成	子どもたちに男女共同参画意識を高める指導を行えるよう、教職員や保育士、放課後児童クラブ支援員等に対する研修の充実を図ります。	学校教育課 保育幼稚園課 こども未来課 人権推進課

基本的施策③ 生涯にわたる男女共同参画学習の推進

男女共同参画社会を実現するうえで、根強く残る偏見や固定的な社会通念・習慣・しきたりを改めることが重要であり、各種講座や学習機会の充実を図ることで、あらゆる年代の方の男女共同参画についての理解を深め推進し、意識の醸成を図ります。

具体的施策	事業内容	担当課
男女共同参画の視点を踏まえた生涯学習や能力開発の推進	幅広い世代に男女共同参画の理解が進むよう、誰もが参加しやすい環境整備をし、各種講座や学習機会の充実を図ります。	社会教育課 人権推進課
	男女共同参画センターゆめぽぽらに配架している図書やDVD等を貸し出すことで男女共同参画意識の醸成の一助とします。	人権推進課
	男女共同参画に関する講座や人権学習講座等により、学び直しを通じて女性のキャリアアップやキャリアチェンジ等を総合的に支援します。	人権推進課 社会教育課 関係課

施策の方向性（3）職場における啓発活動

基本的施策① 男女共同参画意識の醸成に向けた取組の推進

ハラスメントは重大な人権侵害にあたります。職場におけるあらゆるハラスメントを防止するために、人権尊重や男女共同参画に関する研修等により意識啓発を図り、すべての人が多様な生き方を実現し、能力を十分発揮できる環境をつくります。

具体的施策	事業内容	担当課
職場での意識啓発	人権の尊重や男女共同参画に関する研修等を実施し、職場での意識啓発を図ります。	人権推進課 職員課

基本的施策② ハラスメント防止に関する啓発

職場等におけるあらゆるハラスメントを防止するため、関係法令の周知・啓発を行います。また、児童生徒への間接的な啓発となると期待できるため、教育関係者へハラスメント防止に関する研修等を行います。

具体的施策	事業内容	担当課
ハラスメント防止に関する啓発	職場におけるハラスメントの防止に向けた広報・啓発活動を行います。	人権推進課 ふるさと産業振興課 職員課 学校教育課
	教育関係者への研修等によりハラスメント防止に関する理解を深め、未来の担い手である児童生徒の育成へとつなげます。	学校教育課 人権推進課

基本的施策③ ハラスメントに関する相談体制の充実

ハラスメントに関する相談体制の充実を図り、すべての人が働きやすい職場の環境づくりを推進します。

具体的施策	事業内容	担当課
ハラスメントに関する相談体制の充実	ハラスメントに関して相談しやすい体制の充実に努めます。	人権推進課 職員課 学校教育課

基本目標2 あらゆる分野で男女ともが活躍できる環境づくり

現 状

○社会のあらゆる分野において、男女が対等な立場で、政策・方針決定過程に共に参画することは、男女共同参画社会の形成にとって大変重要です。現在、山口市職員の役職に占める女性の割合は10.1%、本市の審議会に占める女性の割合は28.4%となっており、女性の参画が十分に進んでいない状況です。

○令和3年度の市民意識調査によると、「政策や方針の決定過程に女性の参画が少ない理由」として、「女性の参画を積極的に進めようという意識の人が少ないから」「女性の活躍を支援する仕組みが不足しているから」「配偶者・パートナーの家事・育児等が不十分で、女性がやらざるを得ないから」という回答がほぼすべての世代の男女ともに多数を占めていました。

○「女性が活躍できる仕事・職場環境にするために必要なこと」については、「育児・介護との両立について職場の支援制度が整っていること」が一番高い割合で重要であると回答されています。この質問の回答で特徴的であったのが、4番目に回答の割合が高かった「長時間労働の必要がないこと、勤務時間が柔軟であること」が、男性と比べて女性の回答のほうが多く、女性のみで見ると3番目に必要と回答されている割合が高かったです。同調査で「就労しない理由」についての回答で、「家族に小さい子どもがいるから」と答えたのは、男性が0.0%に対し女性は22.2%でした。以上のことから、家庭内でのケア要員としての役割が女性に偏っていることが、女性が社会の中で活躍できない理由のひとつとなっていることが見えてきます。

○「男性の家事、育児、介護や地域・社会活動への参画のために必要なこと」については、「夫婦や家族間でコミュニケーションをはかる」「家事参加に対する男性自身の抵抗感をなくす」という回答が多いですが、3番目に多かった「男性が仕事以外の時間をより多く持てるようにする」という回答から、依然として働き盛りの男性の多くが仕事中心の生活で、家事、育児、介護等に関わる時間が持ちにくい現状がわかります。

課 題

○女性の参画を進めるために、行政が率先して女性職員の登用や職域拡大など、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）を推進するとともに、企業・団体等に対しても積極的に働きかけを行い、意識改革を図っていく必要があります。また、女性も自ら意欲や能力を高めて社会で活躍できるよう、啓発や学習機会の提供などの支援も必要です。

○女性が働き続けるためには、労働環境の整備や、職場の理解の促進、家事や育児の支援を受けられる状況に応じて勤務時間の調整が可能であるといった柔軟な働き方など、多様な働き方を実現するための取組の働きかけや、均等な機会や待遇等に関する職場への啓発が必要です。

○女性の活躍促進と並行して、男性の活躍の場を家庭や地域社会へ広げることが不可欠です。男性の家事、育児、介護への参画の促進、男性の意識改革と家事、育児、介護技能を高めるための支援と合わせて、家族間でのコミュニケーションを図りやすくするための仕掛けなどが必要です。

○家族の姿は多様化しています。結婚が必ずしも女性の経済的安定につながる選択ではなくなっていることから、経済的な自立は喫緊の課題です。依然として存在する採用や登用、賃金、教育訓練の機会など男女間の格差是正や女性が能力を発揮するための支援が必要です。

○これまで、福祉や子育て、防災・防犯、環境活動等、地域で行われる様々な活動は、女性の力によって支えられてきましたが、PTAや自治会における会長等の役職は男性が多数を占めており、本市の自治会長に占める女性の割合は7.3%と低い状況です。女性の意思決定過程への参画が進むことは、多様な価値観や発想を反映させることを可能とします。女性が自らの能力を十分に発揮し、政策・方針決定に企画立案段階から男性と平等に関わり、その能力に応じて意見を反映させることができる役職につくことが望まれます。

○農山漁村においては、女性は担い手の半数を占めていますが、農林水産業経営における女性の参画は十分でない状況です。主要な担い手である女性がその役割に見合うよう適正に評価され、能力を十分に発揮できるよう、女性の参画を進める必要があります。

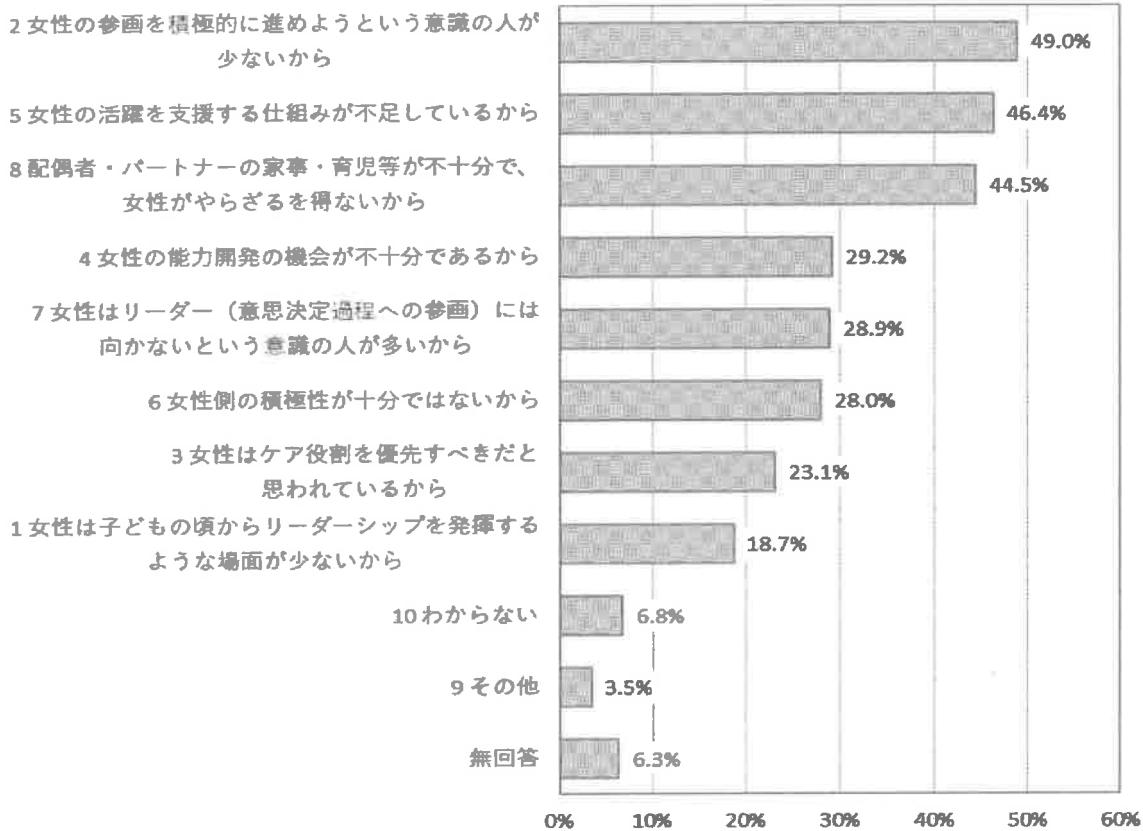
○山口市防災会議に占める女性の割合は5.8%ですが、女性視点を反映させた計画の検討に取り組み、女性に配慮した防災対策を進めました。今後も意思決定の場に女性が参画するとともに、地域防災力の向上を図るために、防災の現場における女性の参画拡大を図る必要があります。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

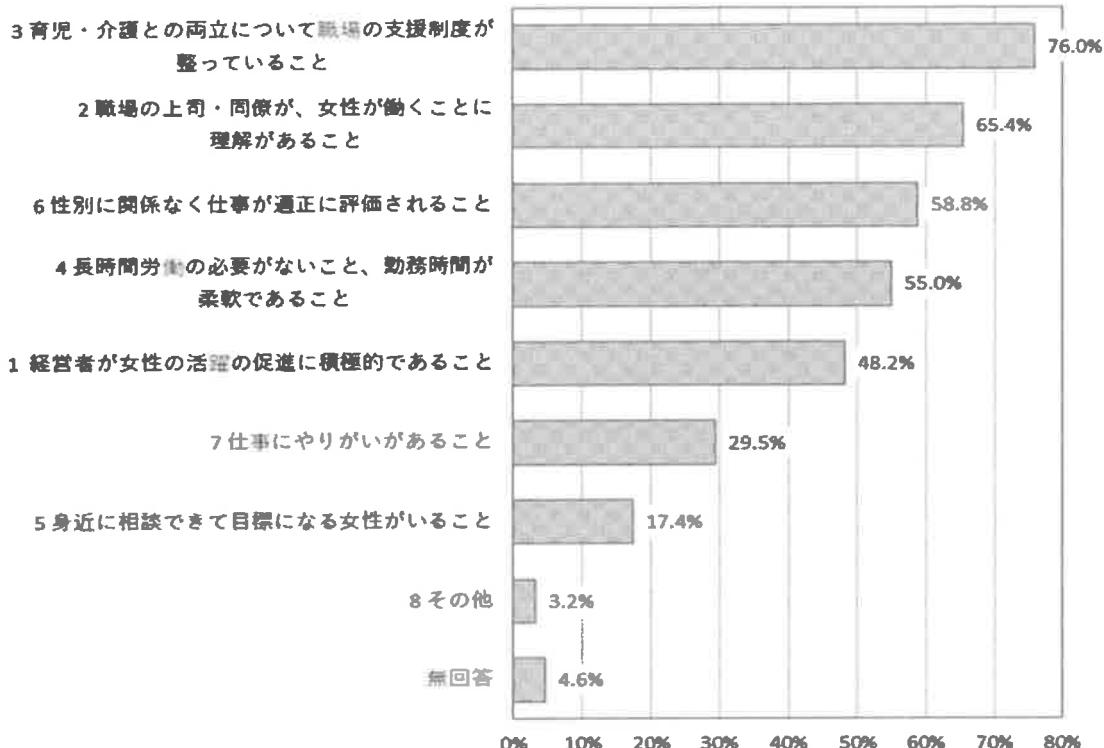
自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっています。このため、基本原則を以下のように定め、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、それによって男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的としています。

- ◎ 女性に対する採用、教育、訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響への配慮が行われること。
- ◎ 家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。
- ◎ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。

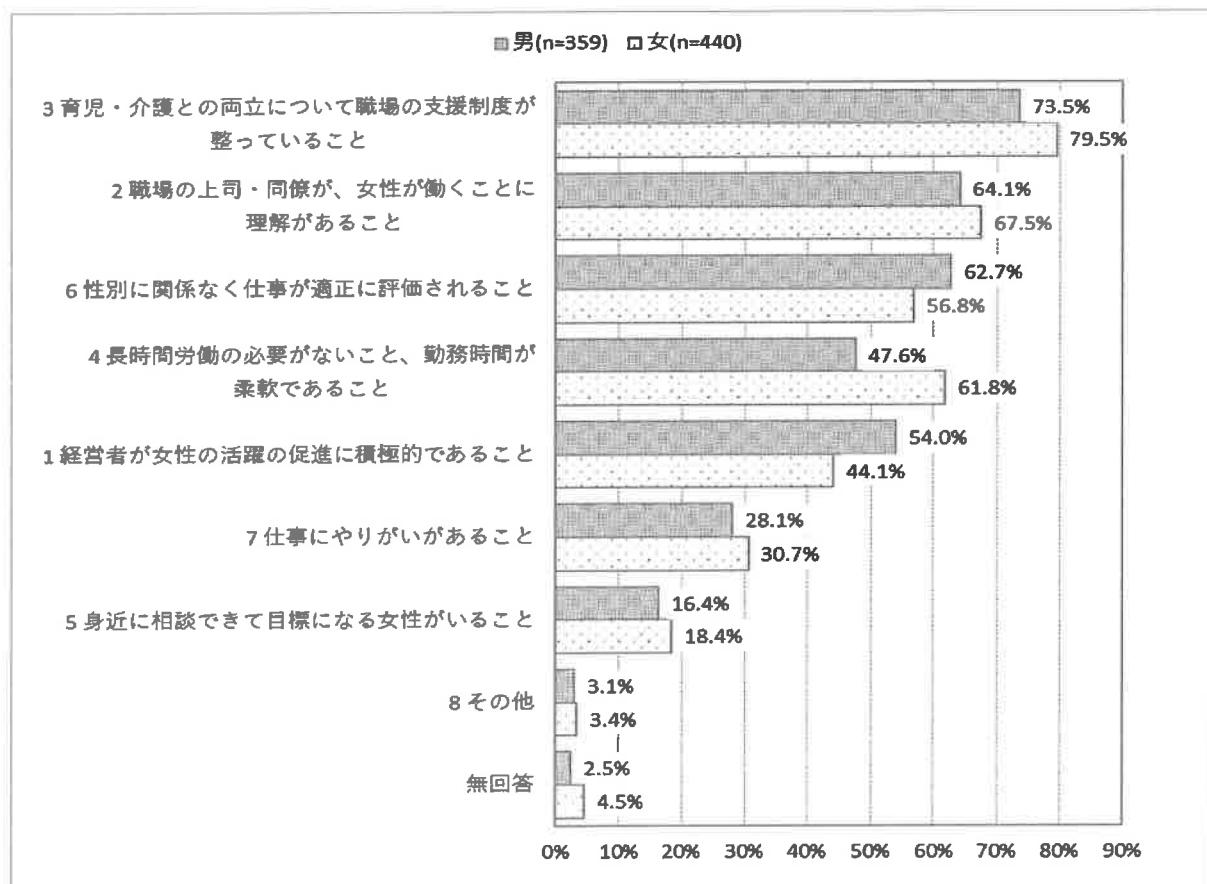
あらゆる分野で政策や方針の決定過程に女性の参画が少ない理由



女性が活躍できる仕事・職場環境にするために必要なこと

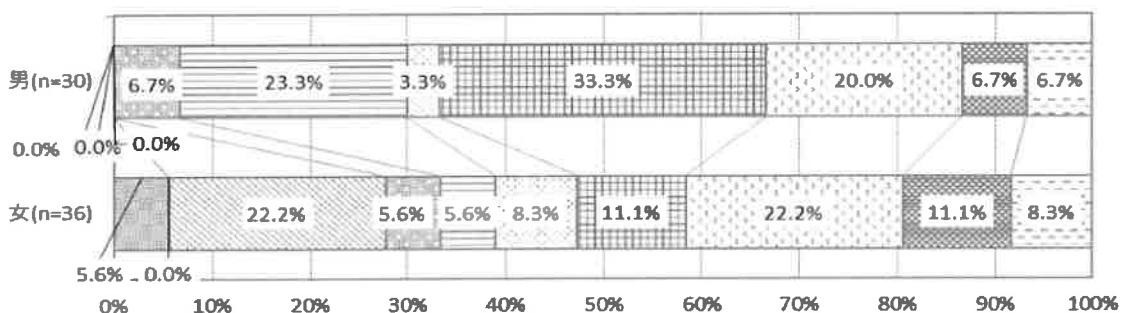


●男女比較

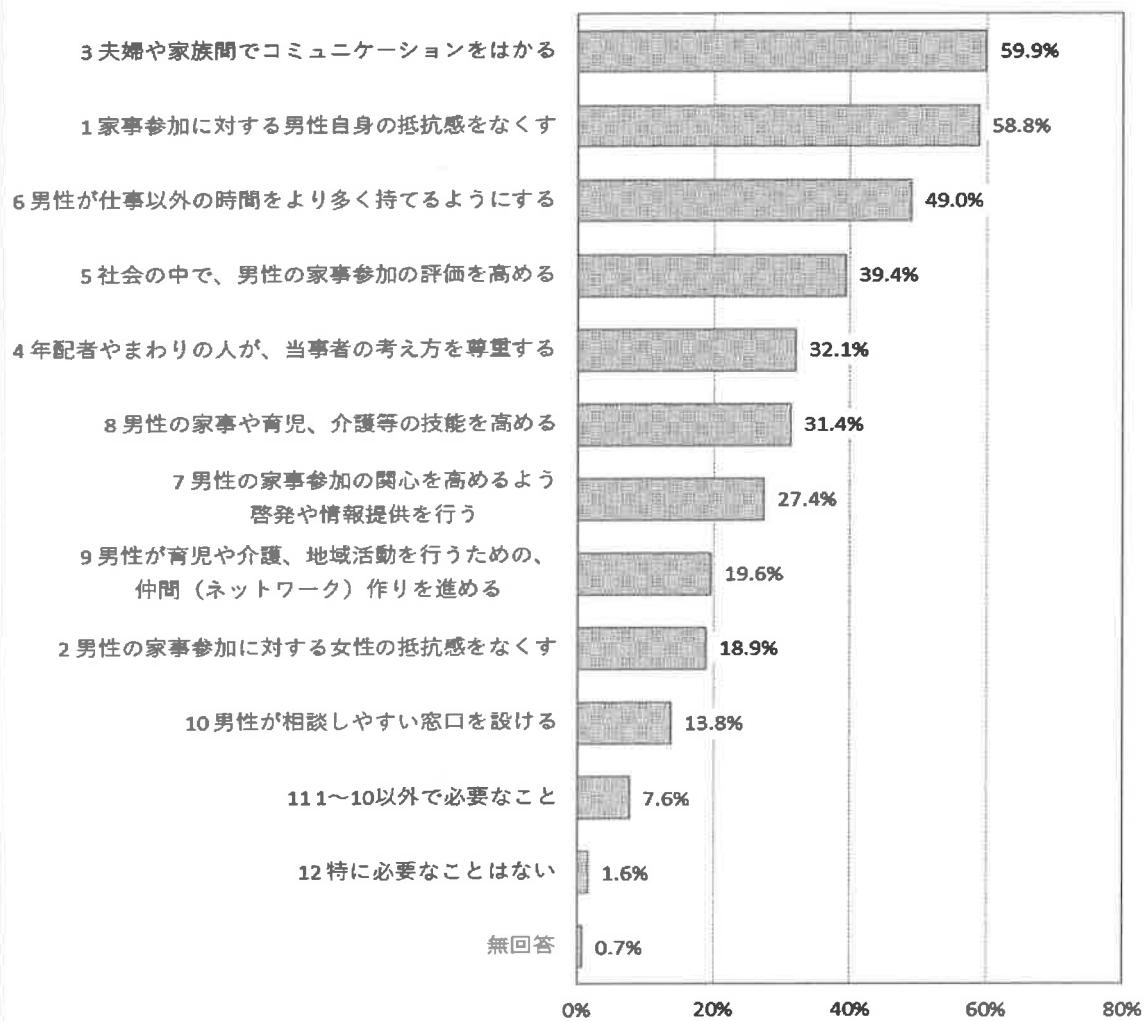


就労しない理由

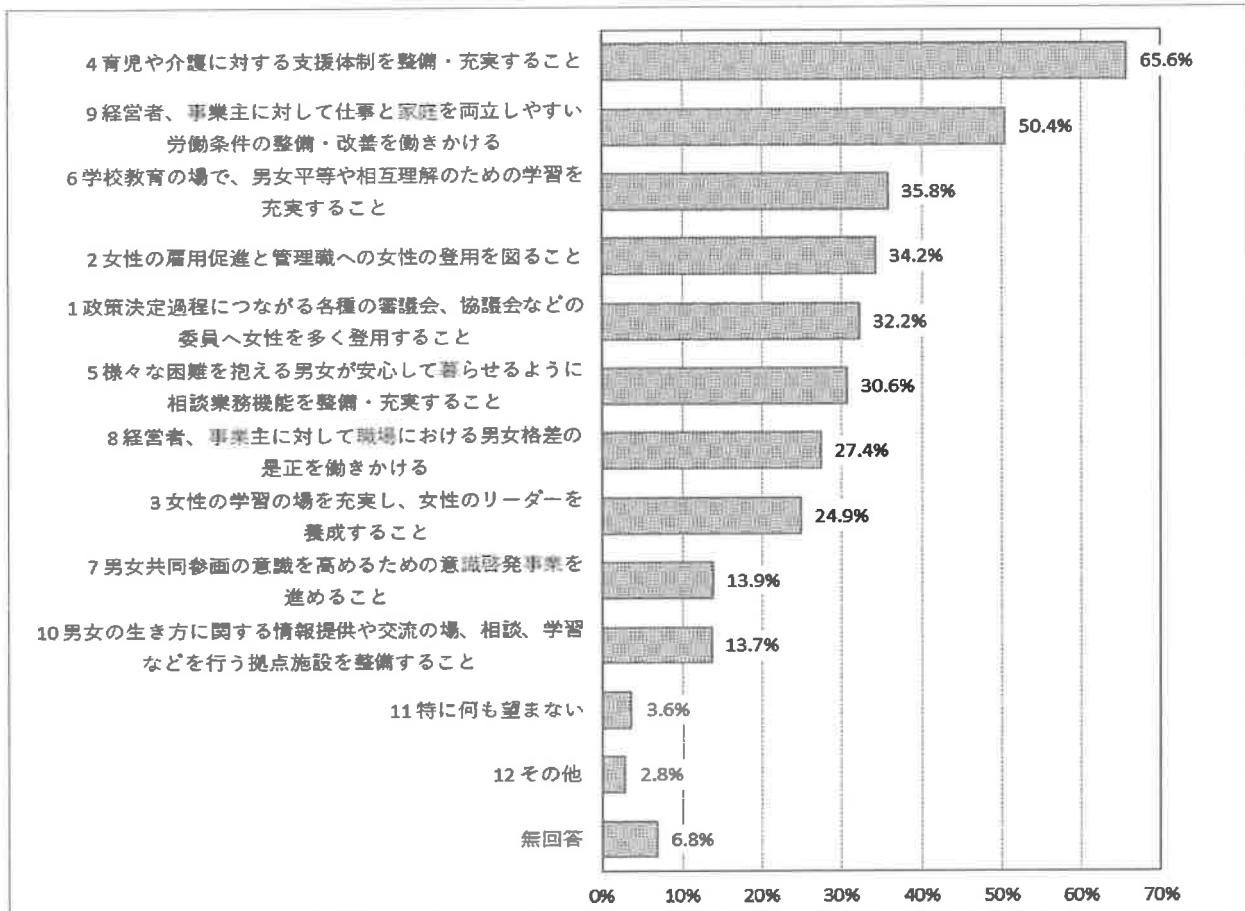
- ①趣味やボランティアなどの活動をしてみたいから
- ③家族に小さい子どもがいるから
- ⑤健康状態がよくないから
- ⑦適当な仕事が見つからないから
- ⑨その他
- ②家族の理解が得られないから
- ④家族に介護や保護を必要とする者がいるから
- ⑥家庭を大切にしたいから
- ⑧現在就学中、または職業訓練中だから
- ⑩無回答



男性の家事、育児、介護や地域・社会活動への参画のために必要なこと



男女共同参画推進のために行政に対して望むこと



(令和3年度 市民意識調査)

施策の方向性（4）政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

基本的施策① 市の政策・方針決定過程への女性の参画推進

多様な価値観や発想を反映させることを可能とし、様々な立場を考慮した政策等の実現を図るため、本市が設置する審議会等への女性の参画や市の女性職員の管理職への登用を推進します。

具体的施策	事業内容	担当課
市の施策・方針決定過程への女性の参画促進	審議会等の新設や委員改選にあたっての各課との事前協議、男女共同参画の視点から適切な人材を推薦してもらうなどして、女性の参画推進や女性のいない審議会等の解消に努めます。	人権推進課 関係課
市における男女共同参画の推進	性別にかかわらず、優秀な人材の採用を行い、女性職員の職域拡大や管理職への登用を推進します。	職員課
	誰もが自分の個性や強みを最大限に發揮でき、自分らしく活躍できる環境を整備します。	職員課
	男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境の整備に努め、積極的に休暇等を取得できるようにします。	職員課

基本的施策② 企業・団体・農林水産業における方針決定過程への女性の参画促進

企業や団体において女性の方針決定過程への参画が進むよう、女性活躍の状況に関する調査や啓発を行うとともに、社会機運の醸成に努めます。

また、女性が担い手の半数を占める農林水産業経営において、女性がその役割に見合う適正な評価を受け、男女が対等なパートナーとして経営等に参画できるよう支援を行います。

具体的施策	事業内容	担当課
企業・団体における女性の参画促進	企業や団体において女性活躍の状況に関する調査を行ったり、山口県「輝き女性センター」等を利用して女性活躍推進に関する啓発を行います。	人権推進課

具体的施策	事業内容	担当課
農林水産業における女性の参画促進	農業団体や農業委員など団体・組織等の方針決定の場に女性の参画促進に向けた啓発を行います。	農業政策課 農業委員会
	家族経営協定の締結や認定農業者等の共同申請の促進等で、女性が対等なパートナーとして農業経営ができるよう支援します。	農業政策課
	男女共同参画を進める大会や学習会への参加を支援し、情報交換や意識啓発を行います。	農業政策課 農業委員会
	農林水産業の6次産業化の推進を通じて、女性の経営への積極的な参画を図り、経済的な自立を支援します。	農業政策課 水産港湾課

基本的施策③ 人材発掘とリーダー育成

女性が自らの能力に気づき、自身の意欲と能力を高め、社会のあらゆる分野で活躍できるように、学習機会の充実やリーダー育成等の支援を行います。

具体的施策	事業内容	担当課
学習機会の充実	社会のあらゆる分野への参画や男女共同参画を推進する人材を育成するために必要な知識・情報に関する学習機会を提供します。	社会教育課 人権推進課 関係課
	誰もが参加しやすいように、講座・講演会の開催において場所・託児・手話通訳・要約筆記等充実に努めます。	社会教育課 人権推進課 関係課
地域におけるリーダー育成	女性を対象として、能力の向上やリーダー育成、ネットワークづくりのための講座を開催します。	人権推進課

施策の方向性（5）働く場における男女の活躍促進

基本的施策① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

男女の均等な機会と待遇の確保のため、国や県と連携して、男女雇用機会均等法等の関係法令の周知や普及啓発、また、多様な働き方を実現するための取組への働きかけに努めます。

具体的施策	事業内容	担当課
関係法令の周知	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など労働関係法令が遵守され、男女間の待遇や賃金格差が是正されるように普及啓発に努めます。	ふるさと産業振興課
柔軟な働き方の導入	国・県等と連携し、企業に対してICT（情報通信技術）等を活用した柔軟な就業形態について普及啓発します。	ふるさと産業振興課
	企業のポジティブ・アクション（積極的改善措置）の自主的な取組を促すため、講座や助成金制度を設置し、企業経営の改善に努めます。	ふるさと産業振興課
	優良企業をPRしたり、国、県と連携して啓発資料を活用し啓発を行います。	ふるさと産業振興課

基本的施策② 女性の職域拡大と管理職への登用促進

女性が能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けることができるよう、企業に対する研修会等を通じて、女性活躍の必要性に関する意識啓発を行うとともに、広く女性の登用促進に関する機運の醸成を図ります。また、働く女性のキャリアアップのための研修やネットワークづくりなど、女性の活躍を支援します。

具体的施策	事業内容	担当課
企業への啓発	企業に対して女性活躍の推進の研修を行うことで、女性活躍がもたらすメリットや好事例を情報提供するなどして、女性の管理職等への登用促進に向けた機運の醸成を図ります。	ふるさと産業振興課 人権推進課

具体的施策	事業内容	担当課
公共調達の受注者等の決定における優遇措置	指定管理者の選定時に、男女共同参画が進んでいる事業者を評価できる制度の構築について検討します。	総務課
	建設工事等の総合評価方式の評価項目、プロポーザル方式の選定基準、他の調達等の受注者等の決定において、男女共同参画の推進の進度を考慮することについて検討します。	契約監理課 関係課
働く女性のキャリアアップ支援	働く女性を対象として、能力向上やリーダー育成、ネットワークづくりができるような情報発信や講座等を行います。	ふるさと産業振興課 人権推進課
	デジタル人材の育成に関する情報提供等を行います。	ふるさと産業振興課 人権推進課
女性の職域拡大	企業の管理者に女性の働く場の拡大、及びダイバーシティ＆インクルージョンの重要性を深く理解できる講座を開きます。	ふるさと産業振興課 人権推進課
	自身にあるアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）に気づき、誰もが自分の個性や強みを最大限に發揮できることを啓発します。	ふるさと産業振興課 人権推進課

ダイバーシティ & インクルージョン

性別や年齢、人種などが異なる多様な人材を受け入れ、能力が発揮できる環境を整えること。直訳すると、ダイバーシティは「多様性」、インクルージョンは「受容性」を意味します。

基本的施策③ 女性の就業・起業の支援

ライフスタイルやライフステージに応じて、女性が多様で柔軟な働き方ができるよう情報提供に努めるとともに、子育てや介護など何らかの事情によって、いったん離職した女性が円滑に再就職できるよう、様々な支援を行います。また、女性の起業について総合的に支援を行います。

具体的施策	事業内容	担当課
再就職の支援	雇用に関する情報提供や講座の開催などをハローワークとも連携し、女性の再就職を支援します。	ふるさと産業振興課
	就業意識を啓発する講座の開催や情報提供等を行います。	人権推進課
企業の支援	市・各支援機関が連携して、起業に関することを総合的に支援します。	ふるさと産業振興課

基本的施策④ 多様で柔軟な働き方の実現に向けた支援

企業や市民に対して、職業生活と家庭生活を両立させるワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を行うとともに、国・県と連携して、男性の育児・介護休業等の取得促進や長時間労働の削減、多様で柔軟な働き方等の普及啓発を行い、誰もが自分の力を十分に發揮でき、いきいきと働く環境づくりを行います。

具体的施策	事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発	企業や市民へ、職業生活と家庭生活を両立させるワーク・ライフ・バランスについての講座等の開催により、意識啓発を行います。	ふるさと産業振興課 人権推進課
	働きやすい環境づくりに取り組む職場のPR等による支援を行います。	ふるさと産業振興課
	市職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進を行います。	職員課

具体的施策	事業内容	担当課
働きやすい環境づくり	性別やライフイベントにかかわりなく、いきいきと働けるような職場環境づくりを行います。	ふるさと産業振興課
	働く誰もが自分の個性や強みを最大限に發揮でき、自分らしく組織に参画していると感じられるよう企業に対して重要性を深く理解できる講座を開きます。	ふるさと産業振興課
育児・介護休業制度等に関する広報・啓発の推進	国・県と連携して育児・介護休業等に関する広報・啓発に努めます。	ふるさと産業振興課 人権推進課
	市職員が育児・介護休業等を取得しやすい環境整備に努めます。	職員課

施策の方向性（6）仕事と生活の調和の推進

基本的施策① 男性の家事・子育て・介護等への参画促進

男性が、家事・子育て・介護等の家庭生活や地域活動に積極的に参画できるように、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動等をおこなったり、子育て・介護を支援する講座の開催、情報の提供を行います。

具体的施策	事業内容	担当課
男性の意識改革と家庭・地域への参画の促進	男性が職場優先の意識やライフスタイルの見直し、固定的性別役割分担意識の解消ができるよう啓発を行います。	人権推進課
子育てに関する情報提供の充実	「やまぐち子育て福祉総合センター」等において、教育・保育・子育て支援などの情報提供を行います。	保育幼稚園課 こども未来課
父親を対象とした子育て支援講座の開催	子育てのパートナーとしての夫婦が、出産前後に起こる夫婦関係の変化や互いの価値観について知り、自分たちなりの「家族」「子育て」について考える講座を行います。	子育て保健課

具体的施策	事業内容	担当課
地域子育て支援拠点施設の充実	乳幼児とその父親・母親等が地域の身近なところで集い、相談や情報提供を受けられる「地域子育て支援施設」の充実を図り、イベント等への父親の参加を促進します。	こども未来課
男性介護への参画の促進	介護に関する講座の実施や情報の提供により、男性の介護への参画を促進します。	高齢福祉課 人権推進課
男性市職員の積極的な子育てへの参加	男性市職員が休暇取得しやすい職場環境の整備に努め、積極的に休暇等を取得できるようにします。	職員課

基本的施策② 家事・育児・介護支援の充実

男女ともに仕事と家事・子育て・介護等を両立できるよう、多様なニーズに対応した保育等のサービスの充実を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

具体的施策	事業内容	担当課
	待機児童の早期解消とともに、保育ニーズを満たす提供体制の充実を図ります。併せて、保育の質の確保に努めます。	保育幼稚園課
保育サービスや放課後児童クラブの充実	就業形態や子どもの状況に応じた多様な保育サービスとして、延長保育や休日保育、一時保育、病児保育等の充実を図ります。	保育幼稚園課
	放課後児童クラブのニーズを踏まえ、定員の拡大を進め、待機児童を解消します。	こども未来課
ファミリー・サポート・センターの充実	乳幼児や小学生等の保護者を会員として、児童の預かり等の支援をし、会員の交流促進等し、内容の充実に努めます。併せて、提供会員が少ない状況にあるため、提供会員の確保に努めます。	こども未来課
介護サービスの充実	給付と負担のバランスを考慮しながら、家族の就労の継続や負担軽減に必要な介護サービスの充実を図ります。	介護保険課

具体的施策	事業内容	担当課
地域包括支援センターの運営	高齢者やその家族などの総合相談業務、高齢者の権利擁護、介護予防支援など、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターの運営を行います。	高齢福祉課
家族介護者の支援	認知症高齢者を支える家族等や高齢者を在宅介護している家族等が交流を深め、介護に関する情報交換や研修を行う活動に補助を行うとともに、介護の負担を一人で抱え込みやすい男性介護者への支援を行います。	高齢福祉課

産後パパ育休（出生時育児休業）

子どもが生まれた時に取得する育児休業です。子どもが1歳になるまでに取得できる、いわゆる従来の「育児休業」とは別の休業です。

産後パパ育休の対象期間は、子どもの出生日から8週間以内の期間です。

この8週間の間に、最長4週間まで休業することができます。この4週間は、2回まで分割して取得することもできます。もちろん、4週間まとめて取ることも可能ですし、1週間だけ1回取得でも大丈夫です。

8週間の間に、家庭の事情に合わせて、延べ日数4週間をどこで取得するか自由に決める能够性となっています。

- ◎ 連続して育休を取得可能 → 「育児休業」
- ◎ 連続して育休を取得不可能 → 「産後パパ育休」と「育児休業」を組み合わせて小分けに育休を取得

施策の方向性（7）地域・社会活動における男女共同参画の推進

基本的施策① 性別に関係なく地域・社会活動に参画できる機会の確保

地域課題の解決や魅力ある地域づくりに多様な価値観や発想を反映させることができるように、自治会、地域づくり協議会、PTA等における方針決定過程への女性の参画を促進します。

また、市民活動に男女が積極的に関わることができるように、情報提供や市民活動団体の支援、女性リーダーの養成等の支援を行います。

具体的施策	事業内容	担当課
地域における女性の参画の促進	男女共同参画講座等の地域での開催など、情報提供や啓発を行います。また、地域の男女共同参画を推進する団体が企画・運営する啓発事業の支援を行います。	人権推進課
	地域やPTAの研修会などに講師を派遣し、男女共同参画に関する意識の醸成を図ります。	人権推進課
	地域の方針決定過程への女性の参画を図るため、様々な機会を通じて地域活動団体への協力要請や意識啓発を行います。	協働推進課 社会教育課 人権推進課
	地域防災活動や避難活動に女性の視点を反映できるよう、自主防災組織が取り組む活動への女性の参画を促進します。	防災危機管理課
	消防団への女性加入を促進し、育成を図ります。	警 防 課
社会教育団体の活動支援	男女が共に、地域活動や市民活動に主体的に関われるよう、社会教育団体の活動を支援します。	社会教育課
市民活動の普及啓発と団体の支援	男女が共に市民活動に積極的に参加できるよう、市民活動支援センター「さぱらんて」を拠点として、HP運営や広報誌の発行等、市民活動の情報収集・提供と普及啓発を行います。	協働推進課
地域活動・市民活動における女性リーダーの育成	男女共同参画を推進する団体等における女性リーダー養成のため、リーダー研修会等への参加を支援します。	人権推進課

基本的施策② 防災等男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

あらゆる分野において様々な立場の人のニーズに対応し、住みよい地域づくりを推進していくために、男女共同参画の視点に立った意見等の反映ができるよう防災会議や自治会、PTA等において女性の参画を推進します。

具体的施策	事業内容	担当課
政策・方針決定過程への女性参画促進	防災会議の委員に女性を登用し、地域防災計画等に女性の意見を反映させるよう努めます。	防災危機管理課
	自治会や地域づくり協議会の役員に女性を登用し、地域活動等に女性の意見を反映させるよう努めます。	協働推進課
	PTA活動に男女ともに参画し、活動全般に男女どちらの意見も反映させることができるように、啓発や支援に努めます。	社会教育課 人権推進課
女性に配慮した防災対策の推進	女性や乳幼児などに配慮した避難所運営体制や災害用備蓄物の整備を図ります。	防災危機管理課 関係課
男女共同参画の視点に立った講座等の実施	男女共同参画の視点に立った防災対策の必要性について、講座等により啓発を行います。	防災危機管理課 人権推進課

PTAの皆様

～あなたの意識の中に潜んでいませんか～

知っちゃった？

女性PTA会長の割合

山口市	1.9% (令和3年度)
全国平均	14.8%
※令和3年県内各市町村を共同参画宣言実績調査 令和3年12月現在の数値	

えっ？ どうなん

PTA会長・副会長選出の時
意識の中に潜んでいませんか？

「会長は男性がするもの」という
理由で選出していませんでしたか？
これからは、性別による
固定的偏見分団意識を見直して、
「あなただから」で選出して
みませんか？

そうなんだ！

「男だから」「女だから」ではなく
「私だから」「あなただから」の時代へ

山口市男女共同参画推進審議会

事務局 山口市人権指道課男女共同参画推進室 (083-934-2784)
2021.12.14

〔 山口市男女共同参画推進審議会作成
令和3年度 PTA啓発チラシ 〕

基本目標3 男女ともに健康で安全・安心な暮らしづくり

現 状

○DV(配偶者等からの暴力) や性犯罪・性暴力等は重大な人権侵害であり、男女がお互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。特に、新型コロナウィルス感染症の拡大による影響で、生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により、DV(配偶者等からの暴力) や性犯罪・性暴力被害相談件数が全国的に増加しています。

○令和3年度の市民意識調査によると、「暴力に対する意識」について、身体的・精神的暴力の全ての項目において「暴力にあたると思う」という回答が増加しています。このことから、以前よりもDVに対する認知度が増加傾向にあることがわかります。

○「配偶者等から暴力を受けた経験の有無」は、精神的な暴力が身体的な暴力より多く、目には見えない精神的な被害を負う人が多くいることが分かります。

○家族形態の変化で増加している単身世帯やひとり親家庭では、様々な事情で非正規雇用でしか仕事に就けず、生活上の困難に陥りやすい人が増加傾向にあります。

課 題

○男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を許さない機運の醸成を図り、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて被害の潜在化を防止するとともに、関係機関、庁内部署との連携を強化して、被害者の保護や心身回復のためのケア、自立支援など総合的で切れ目のない効果的な支援が必要です。

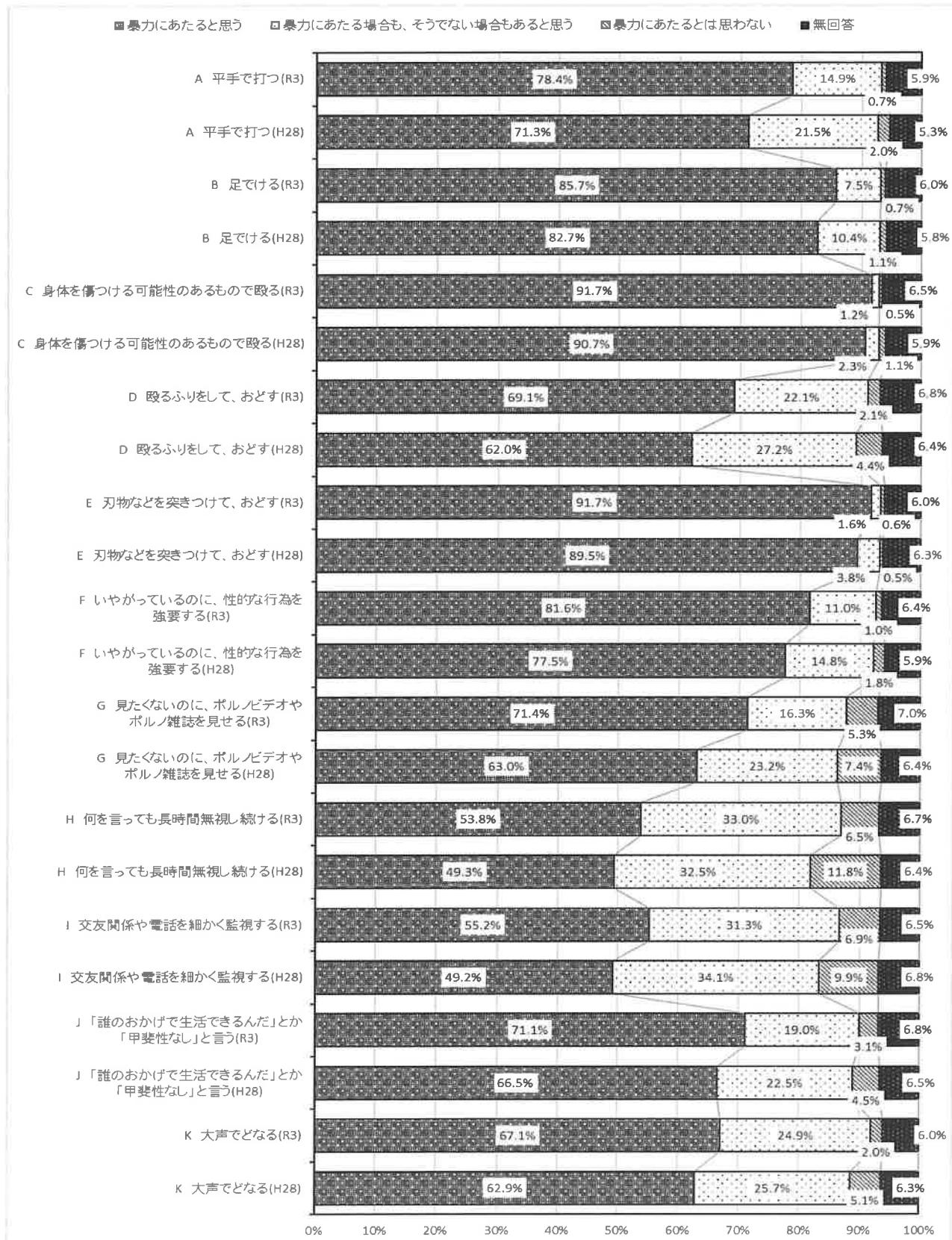
○非正規雇用労働者やひとり親家庭等、生活上の困難を抱えやすい女性等が増加している中、貧困等生活上の困難に対応するとともに、防止するための取組が重要です。

○ひとり親家庭では、仕事、子育て、家事等を一人で担っていく必要があることから、経済的、身体的、精神的な負担が大きいため、世帯や子どもの実情に応じたきめ細かな自立支援を行うとともに、貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、貧困の状況にある子どもへの学習支援等も必要です。

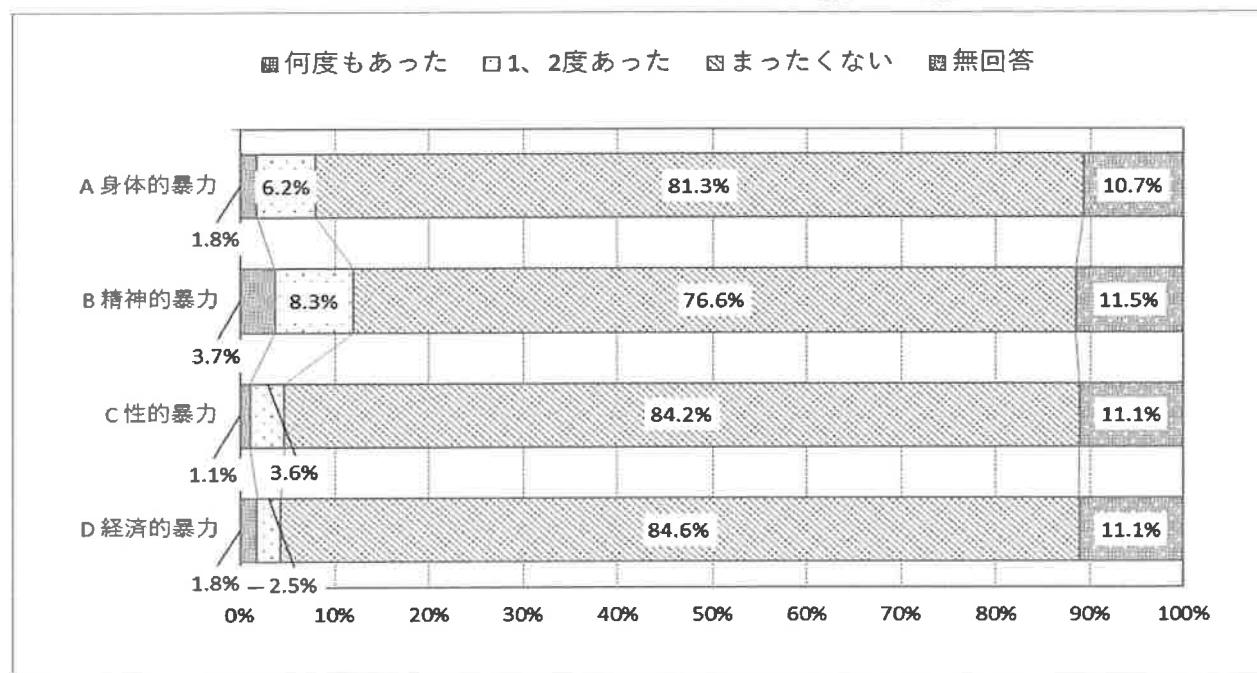
○男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重し、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成する上で非常に重要です。女性の就業率が上昇する中、仕事と女性特有の健康課題（月経・妊娠・出産）、男女ともに生じる更年期症状等との両立が課題となっています。働く女性が自らのからだのことを知るとともに、男性も含めて、企業・職場や社会全体が、年代ごとの健康課題等への理解・関心を深め、一人ひとりが健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）を高めていくことが重要です。

○「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点を大切にし、妊娠・出産を望む男女が、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備や支援の充実を図る必要があります。

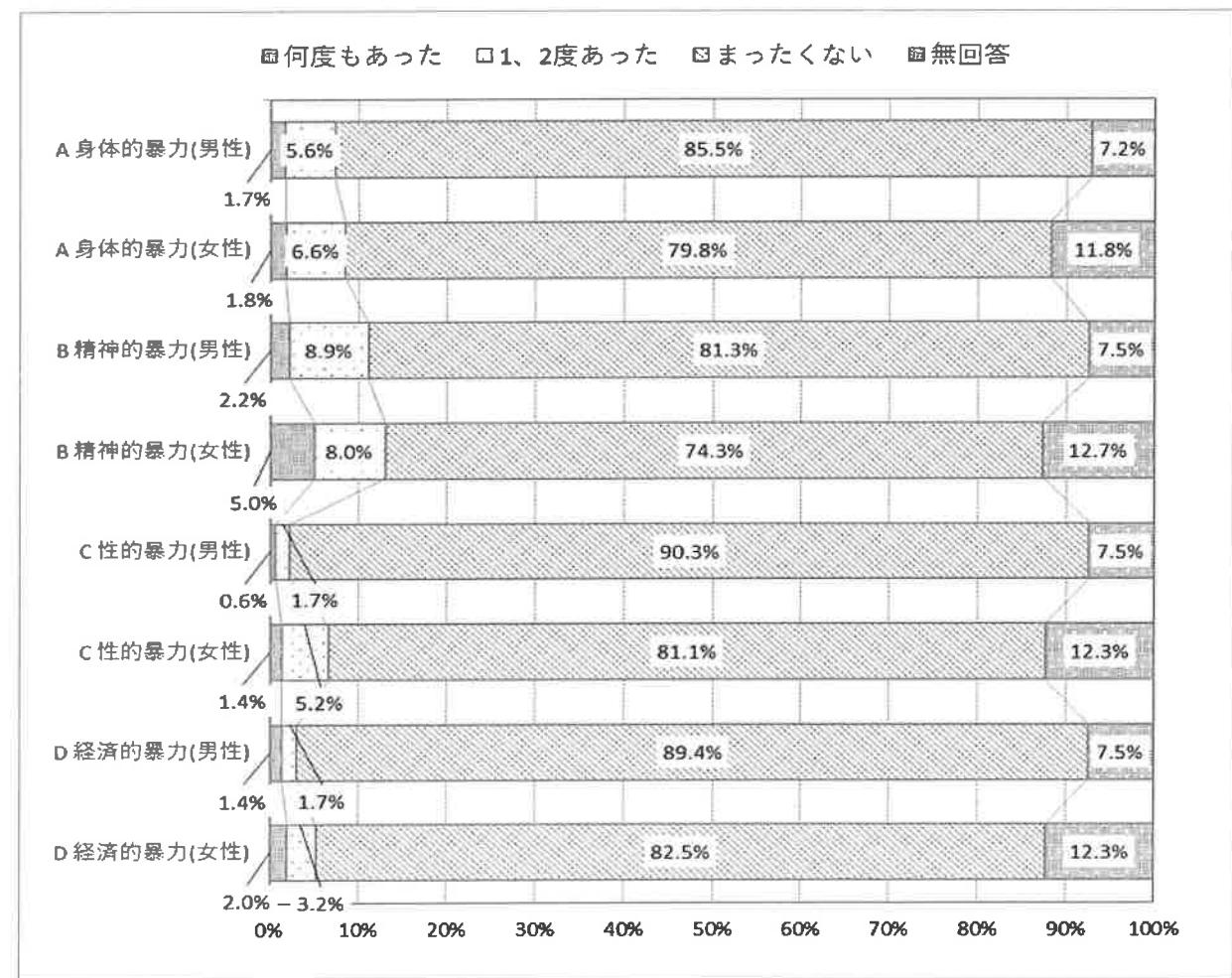
暴力に対する意識



配偶者等から暴力を受けた経験の有無



●男女比較



(令和3年度 市民意識調査)

施策の方向性（8）男女間のあらゆる暴力の根絶

基本的施策① 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援

配偶者等からの暴力の防止や被害者の早期発見・早期対応につながるよう、広報・啓発を行い、相談窓口の周知を図ります。

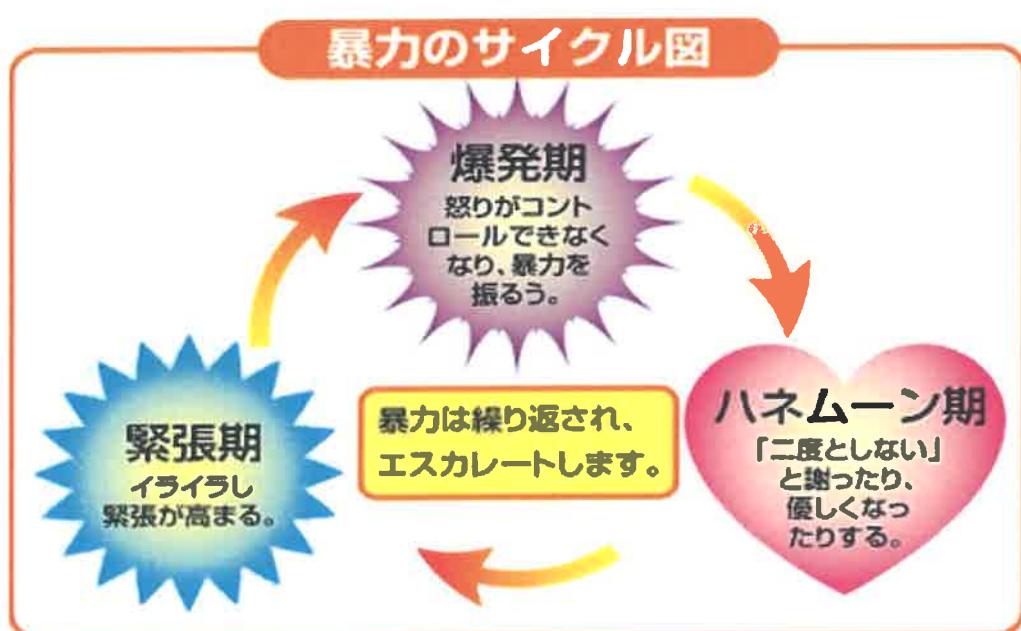
関係部署や関係機関等との連携を強化して、相談対応、保護や心身回復のケア、自立支援など被害者の状況に応じて支援を行います。

また、DVは実際に暴力を受けた被害者だけでなく、行為を目にする子どもに対しても悪影響を及ぼすことがあることから、関係部署や関係機関等と連携して対応していきます。

具体的施策	事業内容	担当課
配偶者等からの暴力の防止に向けた広報・啓発の推進	DVの防止を啓発する講座を開催するとともに、市報、ウェブサイト、テレビ・ラジオ番組等、様々な方法により広報・啓発を行います。	人権推進課
	若年層における交際相手からの暴力（デートDV）の防止について、相談窓口PRカードの配布や市内教育施設への広報・啓発活動を行います。	人権推進課 学校教育課
	被害者を発見した場合の通報の必要性、通報先等についての広報・啓発を行います。	人権推進課
	被害者の早期発見・早期対応につなげるために、相談窓口の周知の徹底に努めます。	人権推進課
相談体制の充実	女性相談員を配置し、相談対応や必要な情報提供を行います。また、女性相談員に対する研修を実施し、対応力の向上を図ります。	人権推進課
	男性に対しても相談窓口を設け、DV防止対策等につなげます。	人権推進課
	庁内の関係部署や関係機関等との連携を強化し、ワンストップ・サービスによる相談対応に努めます。	人権推進課 関係課

具体的施策	事業内容	担当課
被害者の安全確保	配偶者等からの暴力により危険が急迫している場合の安全確保のため、関係部署や関係機関等と連携して、県男女共同参画相談センターにおける迅速な一時保護につなげます。	人権推進課
	被害者に関する情報管理の徹底を図ります。	人権推進課 関 係 課
被害者の自立支援	被害者やその子どもが安心して安全に生活できるよう、住居、就業、法律相談等の各種制度について、情報提供を行います。	人権推進課 地域福祉課 高齢福祉課 障がい福祉課 こども未来課 保育幼稚園課 子育て保健課 保険年金課 健康増進課 学校教育課 市 民 課 建 築 課 関 係 課
	市営住宅、児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、医療・保険、年金、住民基本台帳事務における閲覧制限、選挙人名簿抄本の閲覧における配慮、就学、生活保護等の制度を適切に活用して、被害者等の自立支援を行います。	人権推進課 地域福祉課 高齢福祉課 障がい福祉課 こども未来課 保育幼稚園課 子育て保健課 保険年金課 学校教育課 市 民 課 建 築 課 選挙管理委員会事務局 関 係 課

具体的施策	事業内容	担当課
関係部署、関係機関等との連携強化	「DV対策庁内連絡会議」を開催し、関係部署や関係機関との情報交換や研修等を実施し、連携の強化を図ります。	人権推進課 関係課
	民間支援団体との連携を図り被害者の支援を行います。	人権推進課 関係課
子どもの安全の確保	「要保護児童対策地域協議会」を通じて、関係機関との連携を強化し、児童虐待の防止や早期発見、早期対応に努めます。	子育て保健課
関係部署、関係機関等との連携強化	児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合に、速やかに通報を行うことや相談機関等の情報について、広く市民に周知します。	子育て保健課 学校教育課 人権推進課 関係課
	子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対して、子育て経験者等による子育て・家事などの援助や保健師等による養育に関する訪問指導・助言等を実施します。	子育て保健課



DV対策における庁内連携体制

分 野	内 容	関係部署
相談・連絡調整	・被害者の相談窓口 ・関係機関との連絡調整	人権推進課 関 係 課
啓 発 活 動	予防に関する広報、啓発	人権推進課
早 期 発 見	日常業務における被害者の発見	健康増進課 (保健センター) 地域福祉課 高齢福祉課 障がい福祉課 こども未来課 保育幼稚園課 子育て保健課 学校教育課 各総合支所地域振興課等 関 係 課
生 活 支 援	・生活保護 ・高齢者、障がい者の支援 ・子どもの手当等 ・母子保護 ・福祉医療	地域福祉課 高齢福祉課 障がい福祉課 こども未来課 子育て保健課 保険年金課 関 係 課
保 健 ・ 医 療	・予防接種 ・心身の健康に関すること	健康増進課 (保健センター)
年 金 ・ 保 険	・国民健康保険 ・年金等にかかる事務 ・後期高齢者医療	保険年金課
子どもの就学等	・就学、転校等 ・保育所	学校教育課 保育幼稚園課
公 営 住 宅	・住宅確保に関する情報提供 ・公営住宅の公募抽選における優遇枠	建 築 課
住民票の閲覧制限	住民基本台帳の閲覧等の制限	市 民 課
選挙事務における配慮	選挙人名簿抄本の閲覧における配慮	選挙管理委員会事務局

庁内組織・関係機関

山口市男女共同参画推進本部

山口市DV対策庁内連絡会議

人権推進課 学校教育課

地域福祉課 健康増進課

高齢福祉課 こども未来課

障がい福祉課 子育て保健課

保険年金課 保育幼稚園課

市民課 選挙管理委員会事務局

建築課 総合支所地域振興課
総合サービス課



関係機関等

県男女共同参画相談センター

県男女共同参画課

警察署

児童相談所

法務局

裁判所

市社会福祉協議会

民間支援団体

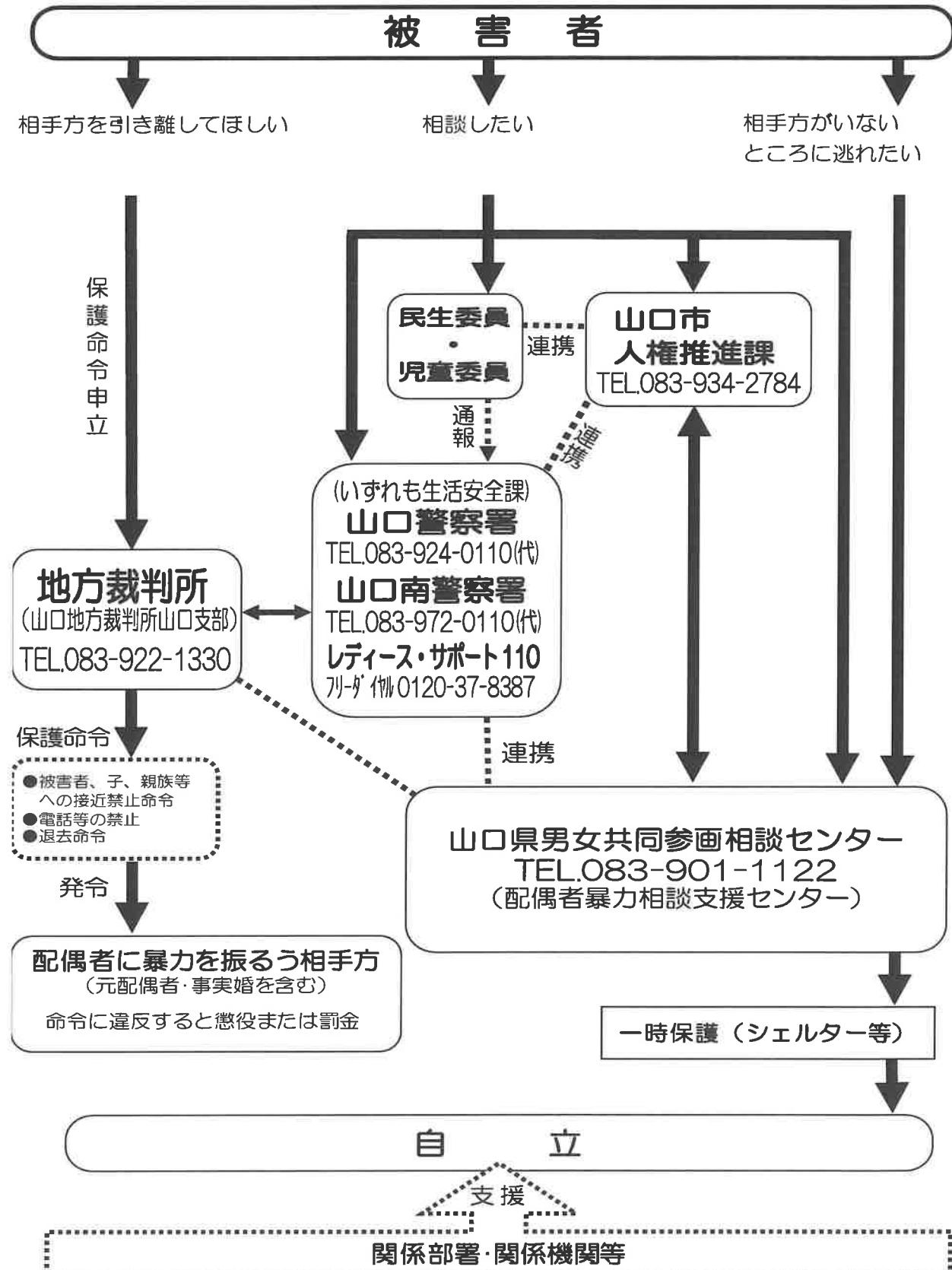
山口市男女共同参画推進本部

本市における男女共同参画関連施策の総合的・効果的な企画及び推進を図ることを目的とする。

山口市DV対策庁内連絡会議

DV被害者支援に関わる関係部署の担当者が、DVに関する基本的知識と共に認識を持ち、相互の連携を強化することにより、配偶者暴力対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する支援の流れ



基本的施策② 性犯罪・性暴力を許さない地域社会づくり

性犯罪・性暴力を防止するための広報・啓発を行うとともに、関係機関と連携して性暴力被害者に対する支援を行います。

具体的な施策	事業内容	担当課
性犯罪・性暴力の防止及び被害者の支援	性犯罪・性暴力の防止について啓発を実施します。 県が設置する「やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお」について周知を図るとともに、県男女共同参画相談センターと連携して被害者の支援を行います。	人権推進課
		人権推進課

「やまぐち性暴力相談ダイヤル あさがお」（山口県が設置）

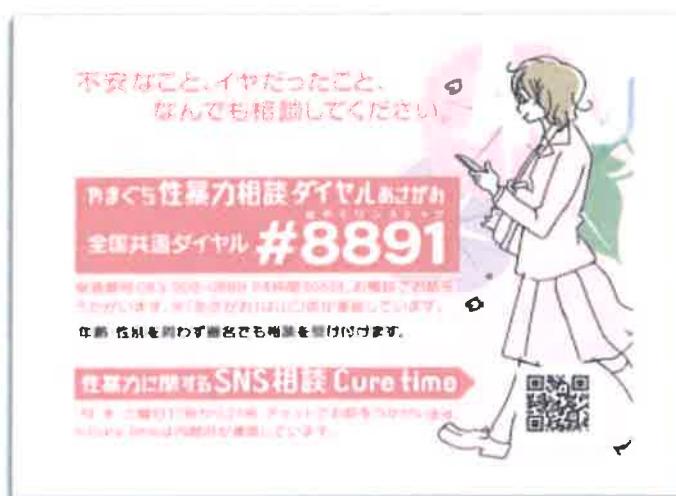
相談専用短縮ダイヤル #8891（はやくワンストップ）

相談専用電話 083-902-0889（おはやく）

相談受付 24時間365日対応

支援内容

- 女性相談支援員による相談（電話・面接相談）
- 医療支援、心理カウンセリング、法律相談の実施



（令和3年7月山口県作成）

施策の方向性（9）生涯を通じた健康増進の支援

基本的施策① ライフステージに応じた男女の健康の保持増進対策の推進

男女共同参画社会をつくるためには、男女が互いに思いやりを持って生きていくことが重要です。そのためには、男女が互いの身体的性差を十分に理解し、各ライフステージにおいてそれぞれにどのような健康課題があるか知ることができるよう情報提供や支援等をおこなっていきます。

具体的施策	事業内容	担当課
性差医療の普及啓発	更年期のからだの変化についての正しい知識の普及のため、情報提供・普及啓発に努めます。	健康増進課
	思春期、妊娠・出産期の各ライフステージに応じて、健康教育、健康相談、訪問指導などの保健事業を通して性差医療に関する情報提供及び啓発を実施します。	子育て保健課
妊娠・出産に関する支援	妊婦健康診査事業や妊婦等に対する健康指導、妊産婦歯科保健事業、産後ママの健康診査、産後ケア事業、産前産後サポート事業、「やまぐち母子健康サポートセンター」における相談体制の充実など、出産前から出産後までの一貫した支援を行います。	子育て保健課
不妊治療に対する支援	不妊治療を受けやすくするため、周知の徹底と不妊治療費の助成を行います。	子育て保健課

基本的施策② リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透

女性の生涯を通じた健康を支援するため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透を図ります。

具体的施策	事業内容	担当課
リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透	市民一人ひとりが、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて正しく理解し、その重要性についての認識を深めるため、保健活動を通じて啓発を行います。	健康増進課 子育て保健課

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。また、リプロダクティブ・ライツ（生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

具体的に言うと、**政治的・社会的に左右されず、「子どもを持つ」「持たない」を決める自由を待ち、子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由に決定でき、そのための身体的・精神的健康を享受できること、またそれに関する情報と手段を得ることができる権利のことです。**

健康を確保して豊かな生涯を送るために、「心とからだの健康づくり」は不可欠です。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を理解し、**「自分のからだは自分で守る」**ことから実践し、大切な家族やパートナーにもその大切さを伝えていきましょう。

基本的施策③ 発達段階に応じた性教育の推進

児童生徒が命の大切さや男女の身体の違いなどを理解し、また、思春期の男女が性についての正しい知識を持ち、適切な意思決定ができるよう、生徒の発達段階に応じた性教育を推進します。

具体的な施策	事業内容	担当課
発達段階に応じた適切な性教育の推進	児童生徒の発達段階や受容能力に応じた適切な性教育を実施するとともに、性教育の内容や進め方に関する教職員研修の充実に努めます。	学校教育課
若年層における交際相手からの暴力（デートDV）の防止	若年層における交際相手からの暴力（デートDV）防止に関する啓発を行います。	学校教育課

デートDVとは、相手を自分の思い通りにするために暴力をふるうことです。あなたは恋人と心から笑っていますか？

本当に愛情や尊重のある関係には暴力はありません！あなたの心、あなたの体は、あなただけのものです。もしも不安なことがあったら、ひとりで悩まないで、早めに相談しましょう。

暴力のサイクル図

緊張期（イライラして抜け出したら）→ 暴力は繰り返され、エスカレートします。→ ハネムーン期（「二度としない」と誓って、愛でいっぱいになります。）→ 暴力が繰り返され、ロードでせなくなり、暴力が止まらなくなる。

精神的暴力

- スマホやメールをチェックされ、勝手にアドレスを消されたりする。

性的暴力

- キスや性行為を強要する。
- 避妊に協力しない。
- 見たくないポルノビデオや雑誌を見せる。
- 嫌がっているのに裸等を撮影する。
- 別れるなら、おまえの裸の写真をSNSにばらまくと言われる。

経済的暴力

- デートの時にいつもお金を払わせる。
- 借りたお金を返さない。

身体的暴力

- 蹴る、蹴る。・髪を引っ張る。
- 突き飛ばす。・押さえつけたりする。

「自分が悪い…」「やさしい時もあるし…」なんて思ってない？

ホントに相手が大好きなら…こんなことするかな？

ひとりで抱え込んでいない？

(2020.12山口市人権推進課作成リーフレット)

施策の方向性（10）困難を抱えた方への支援

基本的施策① 相談しやすい体制・支援の充実

様々な事情で生活上の困難に陥っている人々に対し、安心して生活できるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。

具体的施策	事業内容	担当課
相談・支援体制の充実	母子・父子自立支援員による、ひとり親家庭の日常生活全般にわたる相談対応や情報の提供を行います。	子育て保健課
	家庭児童相談室、やまぐち母子健康サポートセンター、やまぐち子育て福祉総合センター等による相談・支援体制の充実を図ります。	子育て保健課 学校教育課
	どこに相談してよいか分からぬ複雑化・多様化する福祉課題を受け止め、様々な関係機関と連携して一緒に考え、解決に向けて適切な支援機関を紹介してつなぎ、解決できるよう支援します。	地域福祉課
関係部署との連携強化	「山口市子どもの貧困対策連絡会議」を定期的に開催し、関係部署との連携の強化を図ります。	こども未来課

基本的施策② ひとり親家庭等に対する支援

様々な事情で生活上の困難に陥っている家庭等に対し、世帯や子どもの実情に応じた自立支援を行うとともに、貧困の状況にある子どもが、貧困の世代間連鎖を断ち切れるように、学習支援等を行います。

具体的施策	事業内容	担当課
就業の支援	ハローワーク等の関係機関との連携を図り、就業を支援するとともに、就業に有利な資格を取得するための養成機関で就業する場合や、就業を目的とした教育訓練講座を受講する場合に給付金を支給し、自立の促進を図ります。	子育て保健課
経済的な支援	児童扶養手当の制度周知や支給を行います。	こども未来課
	医療費の自己負担分の助成をします。	保険年金課
	母子父子寡婦福祉資金の貸し付けなど、経済的な支援を行います。	子育て保健課
子どもの生活・学習の支援	ひとり親家庭等の児童生徒に対する学習支援をはじめ、居場所づくり、日常的な生活習慣、進学についての相談など必要な支援を行います。	こども未来課